

第17回 共同実施事業管理委員会 新型コロナウイルス感染症対策作業部会
議事要旨

日時：令和4年2月25日（金）10:30～14:30

会場：東京都庁第一本庁舎33階南側A-1・A-2会議室

1 開会

2 議事

(1) 定額未満案件について

<説明・確認>

- ・資料1について事務局から説明。

<質疑、意見など>

- ・特になし

(2) 令和3年度分共同実施事業の確認について

<説明・確認>

- ・令和3年度分共同実施事業の新型コロナウイルス感染症対策関連経費について、資料2「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策関連経費交付対象事業一覧（明細）」を用いて事務局から説明。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策関連の経費の基本的な考え方について」に基づき、該当事業を確認。

<質疑、意見など>

各事業についての具体的な意見等は、以下のとおり。

- ・検査結果待機スペースの清掃業務委託についての費用負担はどのような整理に基づくのか。
⇒空港における水際対策で検査を受けるための待機及び検査結果が出るまでの待機のためのスペースであり、国全額と整理している。
- ・コロナ対策経費の対象としているスマートフォンは、どのような人が使用していたものか。
⇒主に、発熱外来で業務を行う医療スタッフ等が使用したものである。
- ・メディカルサービスに協力金が2件あるが、具体的にはどういったものか。
⇒陽性者が出た場合のベッドの確保等の体制整備をしてくれた医療機関等に対する協力金と、発熱外来等に医療スタッフを推薦してくれた医療機関等に対する協力金がある。
- ・SPP（スポーツプレゼンテーション）個別契約その4のように、同一契

約で費用分担が異なる案件についてご説明いただきたい。

⇒輸送関連対応として隔離輸送手配をしているもの、あるいは宿泊施設外の行動管理等の混交防止に直接的に寄与するものは国全額と整理している。

<前回保留事項の説明・確認>

- ・前回の新型コロナウイルス感染症対策作業部会における、保留事項について事務局から説明。

<質疑、意見など>

各事項の具体的な説明及び意見等は、以下のとおり。

- ・大会に従事した医療スタッフ向けの感染症一時金は、適切な医療活動を確保する観点から、いわゆる環境構築の一環として必要であったものであり、公費負担の妥当性はあると認識する。

⇒異存なし。

- ・未使用医療用消耗品（余剰）を一部廃棄した案件については、コロナ禍の状況において、医療用消耗品の廃棄という内容を考えると、公費対象とすることが適切なものかどうか疑義があること、撤収を急ぐとはいえ、統一的な指示がなかったことや、早急な検討等により、避けることや量を減らすことができたのではないかという観点で、総合的に勘案し、廃棄相当分を除いた部分を公費対象とする。

⇒異存なし。

- ・リエゾン業務委託（サッカー等）については、団体競技の練習会場において1日に5～20 チームなどが来場し、入れ替わりが激しく、コロナ対策としてのリスクも高いことから、コロナ感染リスクの低減を図るための行動管理として行ったものである。コロナ禍において、スケジュール調整・付き添いとどまらず、コロナ対策の観点を踏まえた管理となるよう、実施する必要性が生じたものである。

⇒異存なし。

- ・セーリング用選手村のコロナ対策用追加借り上げの費用按分については、コロナ対策物品の搬入・搬出を計2日間、PCR検査に係るオペレーションを3日間行っており、それぞれ他案件において、前者は都・国折半、後者は国全額で対応していることと整合するよう、区分して、異なる負担割合を適用しているものである。

⇒異存なし。

<昨年度保留事項の説明・確認>

- ・昨年度の共同実施事業管理委員会における保留事項について、事務局から説明。

<質疑、意見など>

各事項の具体的な説明及び意見等は、以下のとおり。

- ・大会関係者の PCR・抗原定量/定性検査にかかる費用については、海外から来日する大会関係者としての性質はアスリートとも差異はなく、コロナ対策を適切に行う必要があるため、国全額として取扱う方針として、共同実施事業管理委員会でも報告することとする。
⇒異存なし。

3 意見交換
特になし

4 閉会